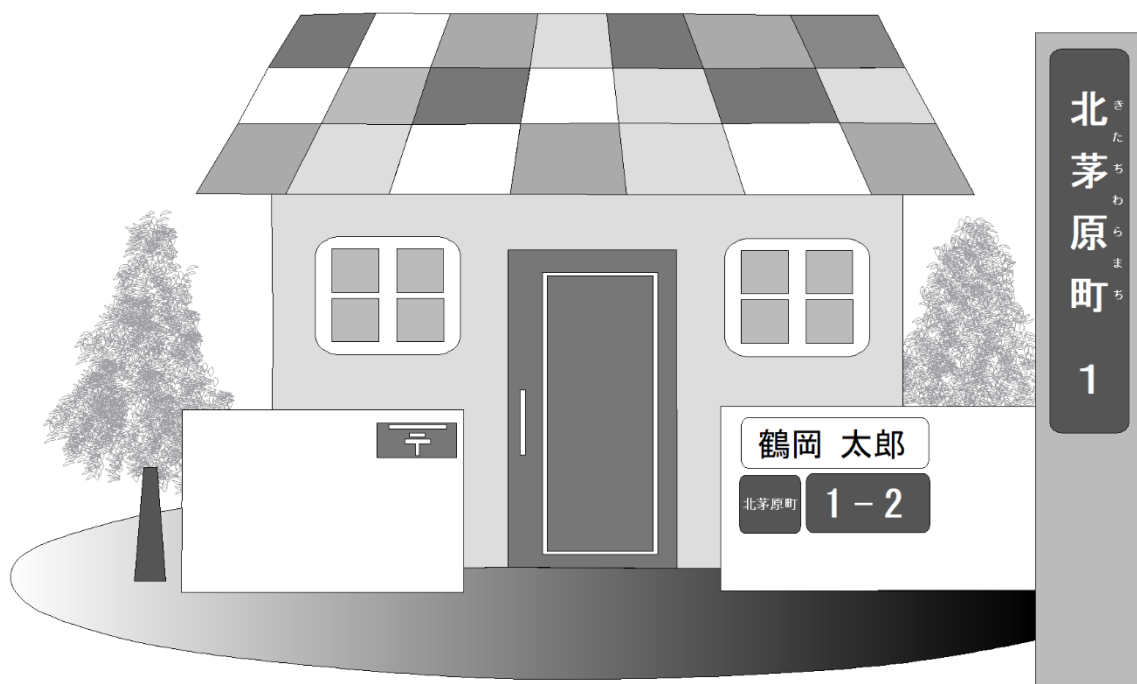


住居表示のご案内

令和3年8月28日から
住所の表し方が変わります



鶴岡市役所 市民課

電話 25-2111 (内線 158)
〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

はじめに

現在、みなさまがお住まいになっている地域は、令和3年8月28日(土)に住居表示が実施されます。

このたびの茅原地区の住居表示では、新たに住居表示を実施する地域が、3つの町になり、いずれの地域においても、住所はこれまでとは違った表示方になります。

ここに、新しい住所の表し方や、住所変更に伴い必要となる手続等についてまとめましたのでご覧ください。

住居表示は、みなさまの住所をより分かりやすいものにするための制度です。この制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

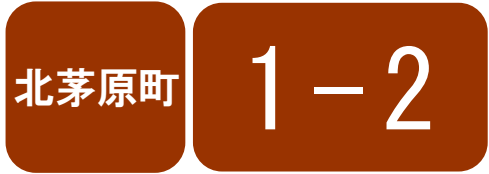
目 次

- 1 今回、お届けしたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 別にお届けするもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 3 住居表示が実施されると・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3 ページ
- 4 本籍について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 5 新しい住所は、このような方法で決まります・・・・・・・・・・ 5 ページ
 - (1) 街区符号・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
 - (2) 住居番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 6 実施後の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～9 ページ
 - (1) 市役所で住所を書き換えるもの・・・・・・・・・・ 6～7 ページ
 - (2) 法務局で住所を書き換えるもの・・・・・・・・・・ 7 ページ
 - (3) 令和3年8月30日以降、
ご自身で住所変更の手続をしていただく主なもの・・・・・・・・ 7～9 ページ
 - (4) 事業所（法人）等で住所変更の手続をしていただく主なもの・・ 9 ページ
- 7 自動車運転免許証・運転経歴証明書の記載事項変更届について・・ 10 ページ
- 8 国民年金・厚生年金の手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ
- 9 新住所通知用はがきの記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ
- 10 不動産の住所変更登記について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13 ページ
- 11 よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ

1 今回、お届けしたもの

住居表示のご案内	このパンフレットです。
住居表示通知書 (1枚)	新住所をお知らせするものです。
住居表示証明書 (5枚)	住居表示の実施に伴う諸手続の証明書として使用します。 不足する場合は、令和3年8月30日以降、市役所市民課で無料で交付します。
新旧対照案内図 (1枚)	新住所と旧住所の対照図です。
新住所通知用はがき (50枚)	新住所を知人等にお知らせするために郵便局から提供していただいた 送料無料 のはがきです。 記入例等、詳しくは11ページをご覧ください。
登記申請書 (1枚)	不動産の住所変更登記を行う際の申請用紙です。 記入例等、詳しくは12～13ページをご覧ください。

2 別にお届けするもの

町名板 住居番号表示板 (1棟に各1枚)	<p>8月2日以降、身分証明証を携行した市の委託業者（株式会社丸菱行政地図の職員）が各家庭及び事業所を訪問し、取付位置の承諾を得て、門または玄関等の見やすい場所に取り付けさせていただきます。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※マンション、アパートは建物の出入り口に取り付けます。</p>
本籍更正通知書	新本籍をお知らせするものです。

3 住居表示が実施されると

住居表示が実施されると、住所や不動産の表示は次のように変わります。

1. 現在の住所が茅原字中谷地、字草見鶴で、新しい住所が北茅原町となる方

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。街区番号(〇〇街区)はつきません。

例(実施前) 鶴岡市 茅原字中谷地 100番地 (14街区15)
(又は草見鶴)



(実施後) 鶴岡市 北茅原町 28番 7号
新町名 街区符号 住居番号

(2) 不動産の表示は新町名と換地処分後の地番で表します。

例(実施前) 鶴岡市 茅原字中谷地 100番
(又は草見鶴)



(実施後) 鶴岡市 北茅原町 123番
新町名 地番

2. 現在の住所が茅原字西茅原(国道112号より北側)で、新しい住所が西茅原町となる方

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。

例(実施前) 鶴岡市 茅原字西茅原 300番地



(実施後) 鶴岡市 西茅原町 1番 30号
新町名 街区符号 住居番号

(2) 不動産の表示は新町名で表し、地番は変わりません。

例(実施前) 鶴岡市 茅原字西茅原 300番



(実施後) 鶴岡市 西茅原町 300番
新町名 地番

3. 現在の住所が茅原字西茅原（国道112号より南側）で、新しい住所が余慶町となる方

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。

例（実施前） 鶴岡市 茅原字西茅原 10番地



（実施後） 鶴岡市 余慶町 1番 90号
新町名 街区符号 住居番号

(2) 不動産の表示は新町名と地番で表します。

例（実施前） 鶴岡市 茅原字西茅原 10番



（実施後） 鶴岡市 余慶町 10番（※110番）
新町名 地番

※現在の余慶町と同じ地番があるため、
100番を加えた地番となる箇所があります。

4 本籍について

今回の住居表示実施区域内に本籍のある方は、本籍の表示が変わるため、住居表示実施日(令和3年8月28日)以降、戸籍筆頭者(筆頭者が除籍の場合は筆頭者に代わる方)に対して「本籍更正通知書」を送付し、変更後の本籍をお知らせします。

本籍の表示は、原則、新町名と地番で表します。

※なお、土地の分合筆等により新本籍として該当する地番がない場合は、市役所で職権で修正できませんが、住居表示実施後、転籍届を出すことにより本籍を変更することができます。(該当する方には別途お知らせします。)

1. 現在の本籍が茅原字中谷地、字草見鶴にある方

例	(実施前)	鶴岡市	茅原字中谷地	<u>〇〇〇番地</u>
			(又は草見鶴)	地番
	(実施後)	鶴岡市	北茅原町	<u>※〇〇〇番地</u>

※区画整理の換地処分により住居表示実施と同時に地番が変わります。

2. 現在の本籍が茅原字西茅原(国道112号より北側)にある方

例	(実施前)	鶴岡市	茅原字西茅原	<u>〇〇〇番地</u>
				地番
	(実施後)	鶴岡市	西茅原町	<u>〇〇〇番地</u>

※実施後も地番は変わりません。

3. 現在の本籍が茅原字西茅原(国道112号より南側)にある方

例	(実施前)	鶴岡市	茅原字西茅原	<u>〇〇〇番地</u>
				地番
	(実施後)	鶴岡市	余慶町	<u>〇〇〇番地(※〇〇〇番地)</u>

※現在の余慶町と同じ地番があるため、現在の地番に100番を加えた地番となる箇所があります

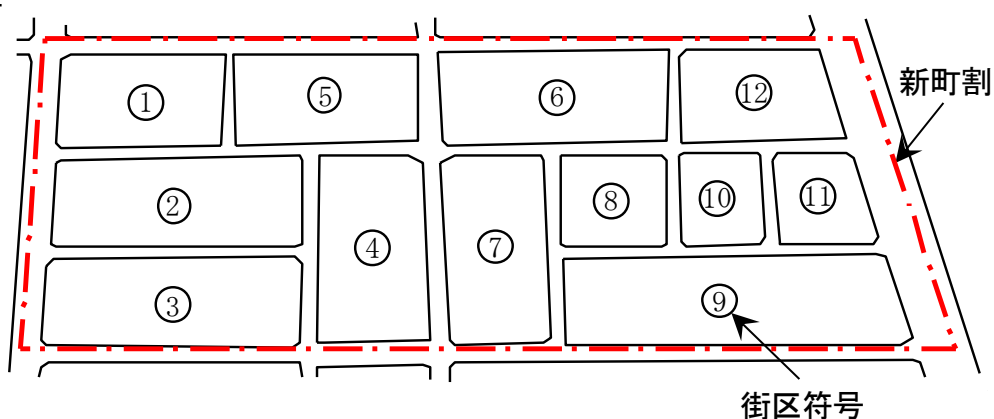
5 新しい住所は、このような方法で決まります

新しい住所は「町名」、「街区符号」、「住居番号」で表され、下記の方法で決まります。

(1) 街区符号

新しい町割を道路や水路などでいくつかの街区に区切り、駅などの町の中心に近い街区から順番に番号を付けます。

(この番号を街区符号といい「〇番」で表します)



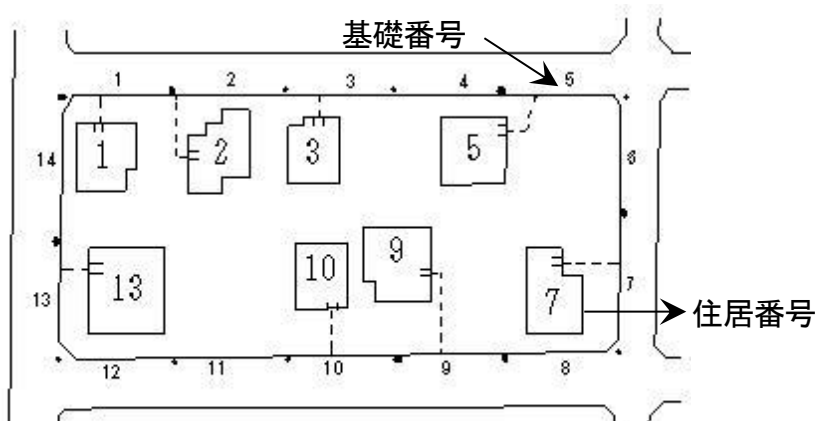
(2) 住居番号

街区ごとに周囲に等間隔で順番に基礎番号を付けます。

住居番号は建物の主な出入口がどの基礎番号に当たるかによって決まります。

(この番号を住居番号といい「〇号」で表します)

※ 中・高層建物については、各戸の番号も加えて住居番号となります。



令和3年8月28日以降、住居表示実施区域内に住宅・事務所・店舗など建物を新築（建て替え含む）した場合は、住居番号を決めなければなりません。建物の基礎工事が完了しましたら、すみやかに市民課窓口へ新築届をしてください。また、増改築して主たる出入口の位置が変わった場合は、住居番号が変わることがありますので、同様に届出をお願いします。

6 実施後の手続

8月28日、29日は、市役所等は閉庁日のため、各種手続は8月30日以降にお願いします。

住居表示の実施に伴い、市役所や法務局において職権で書き換えるものと、ご自身で住所変更の手続をしていただくものがあります。

お手数ですが、それぞれ定められた手続をしていただきますようお願いいたします。

以下、その主なものを記載しましたので参考にしてください。

(1) 市役所で住所を書き換えるもの

公簿名	問合せ先	説明
住民票 印鑑登録原票	市役所 市民課	市役所で新住所に書き換えます。
戸籍の附票	市役所 市民課	本籍が鶴岡市の場合、市役所で新住所に書き換えます。本籍が他の市町村の場合は、市役所が通知を出して書き換えを依頼します。
課税台帳	市役所 税務課	市役所で新住所に書き換えます。
国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額摘要認定証 国民健康保険特定疾病受領証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用認定証 標準負担額減額認定証 後期高齢者医療特定疾病受領証 子ども医療費助成受給者証 ひとり親医療費助成受給者証	市役所 国保年金課	実施日以降、新しい保険証等を郵送します。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 介護サービス負担軽減確認証	市役所 長寿介護課	実施日以降、新しい保険証等を郵送します。
児童手当 児童扶養手当証書	市役所 子育て推進課	新しい各種受給者証、児童扶養手当証書の発行は行いませんので、そのままお使いください。
特別児童扶養手当証書	市役所 子育て推進課	実施日以降、新しい受給者証書を郵送します。

公 簿 名		問合せ先	説 明
公共サービス等	ガス・水道	それぞれの機関で新住所に書き換えます。 (しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますのでご了承ください。)	
	電 気		
	固定電話		
	N H K		
	鶴岡郵便局	個別に届出をしなくても郵便物は届きます。 (当面の間、旧住所でも郵便物は届きます。) ※郵便貯金・保険等は手続が必要です。	

(2) 法務局で住所を書き換えるもの

公 簿 名	問合せ先	説 明
土地登記簿 建物登記簿	山形地方法務局 鶴岡支局	表題部は山形地方法務局鶴岡支局で新町名に変更されます。 ※ただし、所有者、抵当権者等の住所は本人の申請がなければ変わりません。詳しくは12～13ページをご覧ください。

(3) 令和3年8月30日以降、ご自身で住所変更の手続をしていただく主なもの

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書の変更の届出人が、本人や同一世帯員以外の場合は事前にお問い合わせください。

件 名	届出先	手続時期	必要書類等
マイナンバーカード	市役所市民課 各庁舎市民福祉課	実施日以降お早めの手続をお願いします。	①マイナンバーカード ※手続の際に暗証番号が必要です。
住民基本台帳カード (顔写真付き) ※顔写真なしの場合、 手続は不要	市役所市民課 各庁舎市民福祉課	実施日以降お早めの手続をお願いします。	①住民基本台帳カード ※手続の際に暗証番号が必要です。

件 名	届出先	手続時期	必要書類等
在留カード 特別永住者証明書	市役所市民課 各庁舎市民福祉課	実施日以降お早め の手続をお願いし ます。	①在留カード (または外国人登録証明書) ②特別永住者証明書 (または外国人登録証明書)
精神福祉手帳 身体障害者手帳 療育手帳 自立支援医療受給者証 障害サービス受給者証	市役所福祉課	実施日以降お早め の手続をお願いし ます。	①各手帳、受給者証、 印鑑(認印)
自動車運転免許証 運転経歴証明書	鶴岡警察署 電話 0235-28-0110 詳しくは 10 ページをご覧ください。		
国民年金・厚生年金	鶴岡年金事務所 電話 23-5040 詳しくは 11 ページをご覧ください。		
恩給・基金等受給者	恩給局・加入されている基金等へ直接お尋ねください。		
不動産(土地・建物)所有者 の住所変更登記 抵当権者などの住所変更登記	山形地方法務局鶴岡支局 電話 0235-22-1003 詳しくは 12～13 ページをご覧ください。		
普通自動車及び自動二輪車 (250cc 超)の住所変更	庄内自動車検 査登録事務所 電話 050-5540-2014	実施日以降お早め の手続をお願いし ます。	①住居表示証明書 ②自動車検査証 ③委任状(車検証上の使 用者以外の方が申請に 来られる場合)

件名	届出先	手続時期	必要書類等
軽二輪（126cc～250cc）の住所変更	庄内自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2014	実施日以降お早めの手続をお願いします。	①住居表示証明書 ②軽自動車届出済証 ③申請書（届出先にあります。）
軽自動車の住所変更	軽自動車検査協会 山形事務所 庄内支所 電話 050-3816-1836	実施日以降お早めの手続をお願いします。	①住居表示証明書 ②軽自動車検査証 ③申請書（届出先にあります。）
<p>※125cc 以下の二輪車使用者・所有者の住所変更は市役所が新住所に書き換えるので手続の必要はありません。</p> <p>※普通自動車、自動二輪車、軽二輪、軽自動車の住所変更を業者等にお問い合わせする場合は、その費用をご負担願います。</p>			
パスポート	パスポートの最終ページに旧住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。		
各種免許、許可、許可証等の住所変更	お手数ですが、各関係機関にお問い合わせのうえ、手続をお願いします。		
その他	勤務先、学校、銀行、保険会社などで住所変更が必要なものもありますので、それぞれお手数ですが確認のうえ、手続をお願いします。		

（４）事業所（法人）等で住所変更の手続をしていただく主なもの

件名	届出先	手続期限	必要書類等
会社等の所在地及び代表者の住所の変更登記	山形地方法務局 登記部門 電話 023-625-1619 ほか、本店・支店の所在地を管轄する法務局	本店は2週間以内 支店は3週間以内	①住居表示証明書 ②登記申請書 ③印鑑（代表取締役の法務局登録印） ④委任状（代理人による場合） ※「会社等の変更登記の手引き」をご覧ください。

7. 自動車運転免許証・運転経歴証明書の記載事項変更について

自動車運転免許証・運転経歴証明書をお持ちの方は、次の区分に従って8月30日以降に手続きを行ってください。ただし、運転経歴証明書については住所のみの変更となります。

	手続きに必要なもの（証明書等は窓口で確認後お返しします）
自動車運転免許証をお持ちの方	<p>○自動車運転免許証をお持ちください。</p> <p>①住所及び本籍が変更となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居表示証明書（原本、本人あてに送付されたもの） ・本籍更正通知書（原本、「本籍を変更した人」欄に氏名が記載されていること） <p>②住所のみ変更となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居表示証明書（原本、本人あてに送付されたもの） <p>③本籍のみ変更となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本籍更正通知書（原本、「本籍を変更した人」欄に氏名が記載されていること）
運転経歴証明書をお持ちの方	<p>○運転経歴証明書をお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居表示証明書（原本、本人あてに送付されたもの）

届出先	住所地为管轄する警察署の交通課窓口 または、山形県総合交通安全センター
受け付け時間	月曜日～金曜日（ただし、祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分まで
お問合せ	山形県総合交通安全センター（023-655-2150） 住所地为管轄する警察署の交通課窓口（鶴岡警察署 28-0110）

※自動車運転免許証の券面には、本籍の標記はありません。警察署等の窓口では、手続き時に専用の機械で、免許証に記録されている本籍を確認しますが、記録されている本籍が更正前の本籍でない場合、再度の手続きが必要となる場合があります。

8 国民年金・厚生年金の手続について

国民年金・厚生年金を受給されている方、国民年金・厚生年金に加入している方は、日本年金機構（鶴岡年金事務所）が新住所に書き換えを行うため、原則、手続の必要はありません。

ただし、令和3年11月以降に日本年金機構（鶴岡年金事務所）から届いた郵便物の宛先が旧住所だった場合は、鶴岡年金事務所に連絡してください。

問合せ先 鶴岡年金事務所お客様相談室 電話 23-5040

9 新住所通知用はがきの記載例

新住所をご友人や取引先などにお知らせするためのはがきです。（郵送料無料）
新住所とお名前をご記入の上、切手を貼らずにポストへ投函してください。

（はがき裏面）

住居表示のお知らせ

令和3年8月28日から住居表示が実施され、お知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりましたのでお知らせいたします。

今後郵便をお出しの際は、新しい郵便番号及び新住所を記入してください。

記

郵便番号 **997-**
鶴岡市〇〇町〇番〇号

ご氏名 **鶴岡 太郎** ご自分の新住所とお名前を記入してください

（集合住宅、高層アパート等は棟番号室番号までお書きください。）

（はがき表面）

郵便はがき

□□□□□□

通信事務郵便

住居表示のお知らせ

日本郵便株式会社
鶴岡郵便局

ご友人などの宛先をご記入ください。

9|9|7|8|7|9|9

新しい郵便番号は以下のとおりです。

○北茅原町 997-0038 ○西茅原町 997-0039 ○余慶町 997-0010

10 不動産の住所変更登記について

登記所（法務局）に記録されている土地や建物の登記記録中、土地や建物の所在は法務局が職権で変更登記を行います。所有者の住所に関する変更登記は、ご自身で変更登記申請を行う必要があります。

申請先	山形地方法務局鶴岡支局 電話 0235-22-1003 (ただし、所有する不動産の所在地が鶴岡市の場合。他の市町村の不動産を所有している場合には、不動産を管轄する法務局への申請が必要となります。)
受付時間	月曜～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。） 午前8時30分～午後5時15分
必要書類等	住居表示実施に係る「不動産登記申請書」は、山形地方法務局鶴岡支局2階登記部門窓口にも備付けがありますが、事前に記入の上、提出するように願います（法務省または法務局のホームページから申請書をダウンロードすることもできます。）。 ① 住居表示証明書（市民課で入手） ② 印鑑（認印は可ですが、スタンプ形式のものは使用できません。）
その他	・ 土地区画整理事業地区内については、換地処分の登記完了以降となります（9月末完了の予定）。 ・ 住居表示証明書の添付により、登録免許税は無料になります。ただし、司法書士に依頼された場合は手数料がかかります。 ・ 登記記録上の住所と住居表示実施前の住所が異なる場合は、その移転等の経過を証明する住民票など1通（400円）が必要です。

●申請書記載に当たってのお願い

- 1 登記申請書の用紙は全ての世帯に配布いたします。不足する場合はコピーしてご利用ください。
- 2 パソコン等で作成していただいても結構です。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（A4判の上質紙。感熱紙は使用できません。）にしてください。
- 3 文字は、インク、黒ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 4 申請書は添付書類とともに左綴じにしてください。
- 5 郵送による申請も可能です。封筒の表に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便で送付してください。登記が完了の後、登記完了証が発行となりますので、返信用の封筒が必要となります。返信用の封筒には、返信先の住所、氏名を記載し、簡易書留分の切手を貼ってください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 原因 令和3年8月28日住居表示実施
 変更後の事項 住所 鶴岡市〇〇町〇番〇号
 申請人 鶴岡市〇〇町〇番〇号

鶴岡太郎 印

連絡先の電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

添付書類 住居表示証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 〇〇法務局 〇〇支局（出張所）

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免税

不動産の表示

所在地 鶴岡市〇〇町
 地番 100番
 地目 宅地
 地積 123.45平方メートル

所在地 鶴岡市〇〇町100番地
 家屋番号 100番
 種類 居宅
 構造 木造かわらぶき2階建
 床面積 1階 43.00平方メートル
 2階 38.62平方メートル

11 よくある質問

<p>(変更手続き関係)</p> <p>Q 1 住所変更の手続きはいつから手続き可能ですか</p>	<p>A 1. 原則、住居表示実施である令和3年8月28日以降手続き可能となりますが、28日が土曜日（閉庁日）のため、令和3年8月30日（月）以降となります。</p>																				
<p>(住居表示証明書関係)</p> <p>Q 2 配布された住居表示証明書が足りない場合は追加で交付可能ですか。</p> <p>Q 3 住居表示証明書を追加で取得する際、市役所のどの窓口で手続き可能ですか。</p> <p>Q 4 住居表示通知書は再発行できますか。</p>	<p>A 2. 住居表示実施日である令和3年8月30日以降、交付可能です。</p> <p>A 3. 市役所市民課の窓口で取得できます。</p> <p>A 4. 再発行できません。住居表示通知書は、世帯主や建物所有者にお配りするものですので、大切に保管してください。</p>																				
<p>(戸籍関係)</p> <p>Q 5 本籍はどのように変わりますか。本籍の通知はありますか。</p> <p>Q 6 住所と本籍は同じにできますか。</p>	<p>A 5. 今回の住居表示実施区域内に本籍がある方は、一部の方を除き、本籍が住居表示実施後、新町名と地番に変更となり、住居表示実施日以降に別途「本籍更正通知書」をお送りいたします。</p> <p><例></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">住居表示実施前</td> <td></td> <td style="text-align: center;">住居表示実施後</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>茅原字西茅原100番地</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>西茅原町1番1号</td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td>茅原字西茅原100番地</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>西茅原町100番地 (新町名) (地番)</td> </tr> </table> <p>A 6. 住所と本籍の番号を合わせることを希望される場合は、令和3年8月30日以降に市民課または各庁舎市民福祉課に「転籍届」を提出いただくことによって、新しい住所(住居表示)の街区符号(○番)まで合わせることができます。(○号の部分は戸籍には記載されません。)</p> <p><例></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">住居表示実施後</td> <td></td> <td style="text-align: center;">転籍届後</td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td>西茅原町100番地</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>西茅原町1番</td> </tr> </table> <p>※転籍届の用紙は市民課戸籍係及び各庁舎市民福祉課でお渡ししている他、市ホームページから印刷（A4サイズ）することもできます。</p> <p>詳細は市ホームページ (https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/jyutaku/jyukyohyoji/tensekichiwara.html)をご確認ください。</p>		住居表示実施前		住居表示実施後	住所	茅原字西茅原100番地	→	西茅原町1番1号	本籍	茅原字西茅原100番地	→	西茅原町100番地 (新町名) (地番)		住居表示実施後		転籍届後	本籍	西茅原町100番地	→	西茅原町1番
	住居表示実施前		住居表示実施後																		
住所	茅原字西茅原100番地	→	西茅原町1番1号																		
本籍	茅原字西茅原100番地	→	西茅原町100番地 (新町名) (地番)																		
	住居表示実施後		転籍届後																		
本籍	西茅原町100番地	→	西茅原町1番																		
<p>(郵便関係)</p> <p>Q 7 住居表示実施後、旧住所での郵送はいつまで可能ですか。</p>	<p>A 7. 旧住所に到着した郵便物は1年程度配達されます。</p>																				